

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【人口構造】

日本全体が人口減少社会となる中、当町は平成27年国勢調査において、微増ではあるが人口は増加（対22年国勢調査0.04増）している状況である。また、高齢者人口は21.9%と全国平均より低い水準となっている。

【産業構造】

産業構造については、第1次産業5.4%、第2次産業27.5%、第3次産業67.1%となっており、第3次産業の構成が高くなっている。

【中小企業の実態】

町商工会の調査によると、売上については伸びている事業者が多いが、利益については総じて伸びていない事業所が多くなっている。また、景況感についても概ねマイナス意見が多くはなっているが、全体的な意見として、緩やかではあるが景気の回復が見られるとの結果であり、総じて、佐賀県内の経済動向と類似している。

しかしながら、町の事業者の多くの問題点として、人手不足による雇用状況の悪化が深刻な問題となっている。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の投資を促すことで、経済発展を目指す。具体的な目標として、計画期間中に6件以上の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取組を促すため、導入を促進する本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

対象地域については、本町における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象地域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本町の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員の削減を目的とした取組は計画認定の対象としない。

(2) 町税の滞納がある事業者は計画認定の対象としない。

(3) 公序良俗に反する取組や、反社会勢力と関係が認められる事業者は計画認定の対象としない。